

Title	イギリス憲法におけるヨーロッパ共同体法
Sub Title	European Commuties Law in the British Constitution
Author	平, 良(Taira, Ryo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1977
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.50, No.1 (1977. 1) ,p.93- 107
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	手塚豊教授退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19770115-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イギリス憲法におけるヨーロッパ共同体法

平

良

序

一九七三年一月一日にイギリスは、デンマーク、アイルランドと共にヨーロッパ共同体（以下ECと略する。）の一員となつた。イギリスの加盟は一九六一年の申請が拒否されて以来かなり長い間EC側、イギリス側のそれぞれの事情によつて延ばされて来たといえる。ところでイギリスは加盟に伴つて共同体法といわれるものの拘束を受けることとなり、イギリス国内法との関係において検討しなければならない法律問題を提起されるにいたつた。もとより共同体法と国内法との関係は他の加盟国においてもそれぞれ検討しなければならない法律問題を生じたといえるが、とりわけイギリスにおいては大陸における諸国と異つた法律構造を持つていることからそれ自体の特殊な問題に面することになる。

一つは、他の加盟国と異つてイギリスは成文憲法を持たない国である。すなわち加盟国に対する共同体法の優位といった問題に対して他の加盟国においては国際法規の国内的効力について自国の憲法に照らして理論構成をなしうるのに対して、

成文憲法を有せず軟性憲法の形式をとるイギリスにおいて伝統的なイギリス国会主権の理論との関係を通して共同体法の優位の理論の構成を計らなければならないことになる。とりわけイギリスにのみ固有の問題ではないが、ECの規則・命令・決定といったいわゆる第二次的法源といわれるものの国内的拘束力をどのように扱うかといったことがある。

次に、現在のイギリスにおいてはかつていわれたよりはその占める領域は狭つているといえるが、イギリス法は基本的にコモン・ローといった判例法によつて形成されて来ている。もとより現在における制定法の増加は判例法の占める領域を少くしていることは否定出来ないが、より重要な点はイギリス法はヨーロッパ大陸法と異つた歴史にもとづき、異つた理論と実践を行つて来たものである。共同体法がヨーロッパ大陸法になじんでいる六原加盟国によつて始められていることを考えるとイギリス法にとつて異質の法が「優位性」を主張してイギリス法に介入して来るものと考えられる。

さらに個別的な問題として、EC裁判所とイギリス国内裁判所の関係について手続上の処理を明白にする必要性があり、又、かつて海外植民地をもつた加盟国の場合と同じく共同体法の適用の対象がイギリス国民に及ぶものとされた場合に、イギリス本国と特別な関係にあるイギリス連邦諸国の市民であるイギリス臣民をどのように識別するかといった問題も生じて来るのである。

本稿においては主として共同体法の優位性とイギリスにおける国会主権理論を中心とした憲法上の構造との関連を中心として問題を考えてみたい。

一

EC条約ならびに共同体法の加盟国の国内法に対する優越性ならびに加盟国内における自力執行力 *self executing force* を要請する条項はEC条約の多くの条項に見られるものであるが、基本的には条約第五条の

「加盟国は、この条約に基づくか又は共同体の機関の行為に基づく義務の実施を確保するために適切な一般的もしくは特別のすべての措置を執り、かつ、共同体の任務の達成を容易にする。

加盟国は、この条約の目的の実現を危くするおそれのあるいかなる措置も執つてはならない。」

といった規定の中に代表される。この条文ではECの自力執行力については必しも明らかではないが、第一八九条のようにEC規則 regulation の国内における拘束力を定める条文から考えても、又第二二七条から考えてもEC条約が自力執行力を求めているものであるとかがうことが出来る。

共同体法の優位性ならびに自力執行力についてはすでに六原加盟国においてその国内法との関係からその性格についての議論が行われている。フランスのように、批准に必要な手続をとる以外の立法措置を行わなくとも、国内法に矛盾する条約であつても、締結され公布された条約に法的効力を与え、さらに条約に国内法に優る効力を認めている憲法上の構成をとる場合には、後に述べる共同体法の第二次的法源といわれる、規則・命令・決定の問題は別にして条約そのものの優位性についての疑念は解消されるものとなる。⁽¹⁾しかしながらイタリアのように主権的権利を国際機関に委任することは認めるが条約の国内的効力について明示していない場合には条約の優位性や自力執行力についての問題を残すことになる。この点でイタリアは条約の批准に当つて法律上の取扱いとして、条約が国内的に完全に執行されるものと示すことによつて、条約をイタリア法にすることを行つている。もつとも条約がイタリア法の一部となることは条約がイタリア法の上位にあるものといつた取扱いにはならない、ここでは自力執行力は認めるが優位性の保障にはならない。⁽²⁾ドイツにおいては「国際法の一般規則は連邦法の部分となり、法に優先し、連邦の領域内に居住する者に直接適用される権利・義務を創設する。」⁽³⁾のであるから、条約は批准によつて国内法となり国内法上、憲法に優ることは出来ないが法としての効力は裏付けられることになる。ベルギーとルクセンブルクにおいては条約や法律によつて国際機関に権力を賦与することを認め、イタリアと類似の形をとつて

いるのであり、条約の国内法上の効力は承認されるにしても条約の優位性は明らかでない。オランダにおいて条約や協定が国の最高法規であることは認めているが、それは自力執行力を持った条約に限定され、条約が自力執行力を持つかどうかの判断はオランダの裁判所に任せられることになる。しかし国内的に拘束力を持つものとされるなら、それは最高法規としての位置づけがされることになる。⁽⁴⁾

いわゆる第一次的法源といわれている EC 条約の国内法との関係については、一般条約や国際法規について規定している各国憲法の原則に照らして説明をなしうるのであるが、共同体の機関によつて創設される、規則・命令・決定といった、第二次的法源といわれるのものについての国内法との関係、自力執行力をどのように扱うかが問題となろう。とりわけ条約第一八九条においては理事会 Council 委員会 Commission の規則について「すべての要素について義務的であり、すべての加盟国において直接適用することができる。」ものとしているのである。この規則は共同体法の自力執行力を前提にしているといえる。⁽⁵⁾これに加えて第二次的法源とされている命令 directives は「達成すべき結果について、これを受領するすべての加盟国を拘束する」のであつて、自力執行力はないにしても、加盟国への拘束といった点から共同体法の優位をうかがうことが出来る。⁽⁶⁾決定 decisions は指定された受領者である国、個人、法人に対して義務的なものとされている。⁽⁷⁾拘束力を持たないとしている勧告 recommendation と意見 opinion においてはその法源性に疑問はあるにしても、前三者についてはその法的拘束力が明示されている。⁽⁸⁾第二次的法源はこのような EC の行政的立法にとどまらず司法的立法の形をとるものもある。EC 裁判所は加盟国間の紛争に判断を与え仲裁を行い、加盟国に義務の履行を行わせる裁定 arbitration を行うといった司法的機能を持つと共に、共同体法の効力の審査を行つたり、国内裁判所からの照会 reference に対して、共同体法の有権解釈を示す形で中間判決 interlocutory judgement を与えることになる。⁽⁹⁾すなわち共同体法の内容が不明確であれば、解釈という形で国あるいは当事者のよるべき基準を示すことになる。この EC 裁判所に中間判決を求める手続はある場合には加盟国

に対する義務とされているのである。EC条約上このようなEC裁判所の中間判決が加盟国裁判所を絶対的に拘束するといった明示的な規定はないが、EC裁判所判決に強制執行力を認めていることから考えるなら、結果として国内裁判所に対する拘束として働くものと考えられよう。

ECを創設するための法は条約と考えられるので各国憲法との関係において国内法との関連を説明しうるであろうが「共同体は新しい法制度であり、その支持の下に加盟国は一定の分野において主権的権力が制限され、新制度に服従するのは加盟国だけでなく、そこに居住する者に同様に及ぶのであり」⁽¹⁰⁾。加盟国の個々の構成員に権利・義務を創設するものである、といった共同体法の優位と直接適用の原則からECの機関によって創設されるいわゆる第二次的法の国内法との関係が問題となつてくるのである。国際条約に優位性を認めている加盟国においては、一連の判例から共同体法と矛盾する国内法の存在を認めず、第二次的法源に属する共同体規則に抵触する内国命令規則の効力を否定する傾向にあり、多少の例外となる判例と学説を除いて共同体法の優位性の承認をしていると考えられている。オランダにおいても共同体法の優位に疑いをもつていないし、憲法上国際法の優位が明示されていないルクセンブルクにおいても判例を通して国際法規は後に制定された国内法に比べても優越するものと考えている⁽¹¹⁾。

ベルギー・ドイツ・イタリアにおいて国際法規は国内法と同じ地位を与えられることになるが、その場合には後法は前法を廃止するといった原則から条約の締結によつてそれと抵触する国内法の効力はなくなるが、条約締結後にそれと矛盾する国内法が制定されると国内法が後法としての効力を持つことになつてしまう。ベルギーにおいてはまず、EC条約の内容を国家を拘束するものと、私人に対して直接強制しうるもの⁽¹²⁾とに分類し、直接適用されるものについて後法は前法を廃止するといった考えをとつていたが、共同体法の優位についてその法理を示したコスタ対ENEL事件⁽¹³⁾、ヴァン・ジェンド、エン・ルース事件⁽¹⁴⁾以後においては共同体法と後に制定されたベルギー法の間⁽¹⁵⁾に矛盾がある場合には共同体法が優越するというにいた

り、一九七一年にいたつてベルギー破棄院 *Cour de Cassation* の判決によつて⁽¹⁴⁾、共同体法の適用が加盟各国によつて相違するならECの存立そのものがその意味を失うにいたるのであり、条約を批准することによつて国内法と同じ効力を与えることは、国内的に立法することと全く同じではないのだから、同じ効力を有する法について適用される後法は前法を廃止するといつた原則によらず条約に優位性を認めることになると考えている。この判例は条約の優位性を中心として議論されているのであつて、いわゆる第二次的法源を含む共同体法一般についての優位性を述べているわけではないが、その見解は共同体法の優位の承認の立場にたつものと考えられる。ドイツにおいては学説上は国際法規を国内的に施行するには法律を必要とするとの考えは残つているが、全体としては国際機関に主権的権利を移譲するといつた憲法から考えて共同体法の優位を認め、共同体法が国内法秩序の一部を構成することを認める傾向にある。しかしながら国内法秩序に組み入れられた共同体法が憲法に抵触する場合にその効力を認めるか否かについて明確な解答はなされていらない。共同体法の定立そのものが「法の支配」になじむものとしての正当性を認めながらも、共同体法の部分を無効としても、それが共同体法全体の廃止につながるものではないから、部分についての違憲審査の余地はあるものと考えていたといえる。他方において共同体法と矛盾する国内法は黙示的に修正、廃止され、加盟国がECに立法権を委ねていると考えるなら、加盟国にはその点での立法権はないものと考えて共同体法の優位性を認めるべきものと考えている。このような共同体法の優位を承認する傾向に対して、一九七〇年に、一九六七年の共同体規則について「この規則はドイツ法でなく国際法でも、加盟国の国内法でもないヨーロッパ経済共同体の法規定であり」⁽¹⁵⁾ドイツ国内に適用されるドイツ法と同じく憲法にもとづく審査の対象となるものであると考えて、共同体法の国内における優位性に限界があるものと考えている。従つてドイツにおいて共同体法の国内的な優位の原則はなお確立されないうまにあるといえる。イタリアにおいては国内法と国際法について二元論がとられていたことから、そもそも条約の国内的効力についての問題があつた。この点については国際条約を遵守しないことから国内法秩序の

維持に影響するものであり、条約に国内法として効力を認めることになった。しかし、この場合に国内法と同じ効力があるものとして、後法は前法を廃止するといった原則から、国内法によって条約の国内的執行を排除しようものと考えていた。しかしながら主権的権利を国際機関に委ねることを認めている憲法から、国際機関に主権的権利を委ねたなら、その範囲において国の主権的権利の行使は制限されるものと考えられるにいたつた。一九六五年に、ECに委ねている領域については国内において触れることが出来ないというにいたつたのである。⁽¹⁶⁾ 共同体法の優位をこのように承認したとはいえ、なおドイツの場合と同じく共同体法がイタリヤ憲法に一致するかどうかの審査の余地を残しているといえる。

- (1) D. Lasok and J. W. Bridge, Introduction to the Law and Institutions of the European Community pp. 204-205
- (2) *ibid.*, pp. 214-27
- (3) *ibid.*, pp. 210-214
- (4) *ibid.*, pp. 206-210
- (5) P. J. G. Kapteyn and P. Verloren. Van Themmat, Introduction to the Law of the European Communities p. 10
- (6) *ibid.*, p. 110
- (7) *ibid.*, pp. 115-117
- (8) *ibid.*, p. 107
- (9) D. Lasok et al. *op. cit.*, pp. 83-91
- (10) *Molkevei-Zentrale Westfalen/Lippe G. m. b. H. v. Haaptzollant Paderborn*, 28/67, 3April 1968 [1968] C. M. L. R. 187, 217
- (11) S. A. de Smith, The Constitution and the Common Market, A Tentative Appraisal, 34 *Modern L. R.* 604
- (12) *Flaminio Costa v. ENEL*, 6/64 15 July 1964 [1964] C. M. L. R. 425
- (13) *Van Gend en Loos v. Nederlandse Administratie der Belastingen* 26/62 s. February 1963, [1963] C. M. L. R. 105
- (14) *Minister for Economic Affairs v. S. A. Fromagerie Franco-Suisse "Le ski"* 21 May 1971 (1972) 11 C. M. L. Rev. 330
- (15) *Internationale Handelsgesellschaft Gm. b. H. v. Ein fuhr-und Vorratsstelle für Getreide und Futtermittel* 11/70 17 December 1970 [1972] C. M. L. R. 255.
- (16) *Soc. Acciaierie San Michele v. High Authority* 98/1965 27 December 1965 [1967] C. M. L. R. 160, 4 C. M. L. Rev. 81

二

すでにふれて来たように、共同体法の優位と自力執行力について原加盟国においてはその憲法と国内法にてらしてその位置づけを行つて来たのである。新たに加盟したイギリスにおいてもこの問題についての理論構成が求められることになる。

基本的にはイギリスにおける条約締結権は慣例上國務大臣の助言にもとづくとはいへ、理論的には主権者である国王が持つている⁽¹⁾。従つて国王が締結した条約は対外的にそれが国家の意思を表すものであるにしても、国内的に拘束するためには立法部を通す必要がある⁽²⁾、いわば自力執行力を認めない二元主義によるものといえる。さらに、イギリスは成文憲法を欠いているのであるから、ヨーロッパの他の国家に見られる、国際法規の優位性の承認とか、国家の主権的権利の国際機関への譲渡といった明示された憲法上の原則を欠いているのである。

一九六七年に EC 条約に統合される以前の三共同体——石炭鉄鋼共同体 E C S C、経済共同体 E E C、原子力共同体 Euratom ——の時代において一九六一年にイギリスの加盟の最初の申請がなされているのであるから、その頃から三共同体の法とりわけ E E C の法とイギリス法の関係をどのように取り上げるといつた議論がはじめられることになる。すなわち、すでに述べたようにイギリスにおいて条約の自力執行力を認めるといつた理論がなかつたのであるから、すくなくとも条約を国内法として執行するに当つて議会の立法を必要とする。現に一九七三年の加盟に当つて一九七二年にヨーロッパ共同体法 European Communities Act 1972⁽³⁾を制定し、共同体法のイギリス国内における適用を明らかにしているのである。これによりイギリス憲法の手続によつて E C の一員として共同体法の適用可能性を示したのであるから、ここで問題は解決したかに見えるが、なお基本的な問題が残っている。

すなわちイギリスにおいて考えるべき問題としては、イギリスは大陸の諸国に見られるように、憲法上主権的権利を国際

機構に委ねるといつた原理を持つていない、とするとそもそもヨーロッパ共同体にイギリス国内を拘束する立法・司法の権限を与えられるのだらうか。次に共同体法をイギリス国内法としての効力を承認したなら、それが国会における立法過程を経てゐるなら、後に共同体法と矛盾する国内法が制定された場合に、前法は後法によつて廃止されることにならないか。更に共同体法の承認が国会によつて行われると、国会主権といつた国会の万能を前提にしているイギリス憲法の構造から、後の国会の法律によつて共同体法の承認が容易に改廃しうるのではないか。更に又、成文憲法を欠くイギリスにおいては多くの国に見られる違憲法令審査のように、基本法に照らして一般法の効力を審査するといつた経験を欠いてるのである。

イギリス国会は国会主権の理論にもとづいてあらゆる立法を行う権限を有している。従つて国会の法律を通して共同体法にイギリス国内法としての効力を与えることは可能であり、現にイギリスの加盟にもとづいてイギリスにおいて制定された一九七二年のヨーロッパ共同体法において

「条約により、あるいは条約にもとづいて随時創設される権利、権限、責任、義務および制限、ならびに条約にもとづき随時定められる救済・手続は、条約に従ふことにより連合王国内において法適効果を与え用いられることなしに、法として認められ使用され、それに伴つて強制され、許容され、遵守される。……」

こととなつてゐる。これによつて従来イギリスにおいてはとつていなかつた条約の自力執行力を認めると共に、条約以外の共同体の第二次的法に対する国内的執行力を明示したといえる。これによつてイギリスにおける共同体法の効力について形の上での解答はされてはいるが、ひるがえつて考えれば、たとえ如何なる立法も可能であるといわれる国会主権の理論によつて支えられているにしても、そもそもイギリス議会在にこのような立法をする権限があるかといつたことが問題となつてくるのである。

イギリス国会が共同体の機関に対してイギリス国内に適用される法の立法権を委任した delegate と考え、委任すること

は可能である、その場合には一見ヨーロッパの他の国に見られる主権的権利を国際機関に委ねた場合に類似している。しかしながら委任立法の理論を採つた場合には、委任立法は国会によつて委任し、従つて国会の立法に従属するものであり、国会によつての効力を問うことが出来るはずであり、ECの立法もイギリス議会によつてその効力が問えることになり、共同体法の加盟国における直接適用を主張する条約の本旨とは相容れないものとなるであろうし、イギリスが加盟国でありながらイギリス憲法の特殊性を主張しECの立法そのものに干渉することも許されるものでなく、イギリスのEC加盟はイギリス憲法における新しい理論構成を必要とすることにならう。

イギリスにおいては国会制定法によつて共同体法の国内における効力を承認した。しかしながらこの法律は又後の法律によつて廃止しうるものである。ヨーロッパ大陸諸国においても、たとえ憲法上国際法規の優越性を認めているにしても、憲法改正の可能なかぎりにおいて国際法規の優越性や自力執行性が失われることはありうることである。とはいへ一般的に成文憲法は、硬性憲法の形をとつている国と異つて軟性憲法であるイギリスにおいて国際法規と考えられる共同体法の効力の承認についても、後法によつて変更することが可能であることになる。加えて、すでに大陸諸国において生じた、共同体法の後に制定された共同体法と矛盾する国内法の効力関係について「後法は前法を廃する」原則の適用によつて展開した議論について、イギリスにおいては共同体法と矛盾する後法は共同体法の効力を承認した前法と同じ法であることから国内法が優越するといった考えに結びつきやすい。しかも成文憲法を欠いているイギリスにおいては憲法にてらして国内の効力を司法的に審査する制度も見られないのである。従つて共同体法のイギリス国内における効力を実質的に保障するには毎年ヨーロッパ共同体法を制定し、共同体法と国内法の間を生ずる抵触関係を出来るだけ生じないようにすることが現実的な解決となるのではないかといつた、ウェイドに見られるような見解すらとられるのである。⁽⁶⁾

さらにマーチ・ハニングによるとイギリスの制定法を共同体法と抵触することのないように解釈することを明示すること

によつて、共同体法と抵触する法の存在を認めないようにはしておくことが一つの解決となるのではないかと示唆している。⁽⁷⁾すなわち、この法則を明示することによつて、後に制定される共同体法と抵触する法の効力を否定しようとするものである。しかしながら国会主権といつたイギリス憲法の基本原則が変らないかぎりにおいて、又、イギリス裁判所が前法と抵触する後法について後法に従ふことになつてゐるからには、イギリス国内法としての効力を有する共同体法は後のイギリス法によつて支配される結果をたどらざるをえないことにならざるをえない。従つて共同体法の優越を明白にするには国会主権の理論を含んでイギリス憲法の改革を必要とすることになる。⁽⁸⁾

共同体の第一次的法源である条約そのものについてさえ自力執行力の問題が生じるのであるから、第二次的法源としての共同体規則に対する国内法としての執行力をどこに求めるかといつた問題がある。すでにふれてゐるが通常の委任立法と同じく、議会によつて制定することから、連合王国の法の下にその効力を生ずる、⁽⁹⁾という見解がある。しかし委任立法の理論によつては共同体法の自律的性格や国家法に対する優位を説明することにはならない。いわゆる共同法がイギリスでいわれている委任立法の法理により国内的効力を持つと考えるなら、共同体法の存立と効力は国家法に依存していることになり、加盟国間に相違を生ずることが避けられない。⁽¹⁰⁾又、国内法と同じ意味で国内化されるとするならイギリスのような国会主権の下においては、後法は前法を廃止する理論の拘束の下におかれ、結果として共同体法の排除を生ずることになる。このような共同体法の優位と抵触する問題についてイギリスにおける解決のもう一つの方法はいわゆる憲法上の慣例 *constitutional conventions* による⁽¹¹⁾ことが出来ないかということである。イギリスにおいては議会・内閣といつた国内の制度において、またイギリス連邦諸国との関係について、憲法上の慣例が重要な基本的原則として働いていたのであり、いわば憲法法源の一つとして作用していたともいえる。従つてイギリス法と共同体法との関係について、共同体法の優位を憲法上の慣例とすることは一つの意味をもつたものであるといえる。もつとも憲法上の慣例といつたものはそれが一夜にして作り出せ

るものではない、すなわち、共同体法の優位の承認のくりかえしによつて慣例となるものである。その意味では将来においてありうることを示すにしても現在の説明としては足りないであろう。さらに理論上は憲法上の慣例も国会制定法によつて廃止・修正されることはあるし、歴史上もそのような事例が見られないわけではない⁽¹²⁾。

イギリスで見られるもう一つの議論は、同じ国会制定法の形式をとりながらも、「基本法」であるといったことから、後の議会によつて廃止や修正に制限を加えることが認められないことがあり、ヨーロッパ共同体の承認を基本法と考えることにより問題の解決となりうるのではないかといつた考えがある⁽¹³⁾。そしてこの例として一七〇七年のイングランドとスコットランドの連合法が上げられている。ところが歴史上の経験としては、このような基本法と考えられた連合法も後にそれと抵触する立法によつて破られているのであり、共同体法の承認を基本法と考えたにしても、主権を有する国会によつてそれが破られないといつた保障とはならないのである。フッド・フィリップによるとヨーロッパ共同体法を承認するに当つて、国会による立法の形を採らずに、制憲会議 *Constituent Assembly* といつたものによつて、成文憲法化することが必要ではないかと考えている⁽¹⁴⁾。もとより軟性の不文憲法の歴史を持つイギリスにおいて成文憲法の制定そのものが容易に実現されるものではない、又、E.C加盟の他の国に成文憲法はあるが、それだけで共同体法の優位が確保されているとはいえないのである。しかも、イギリスにおいて憲法にてらして法令を審査することに馴れた司法部は存在しないことも併せて考えておかなければならない。

- (1) *Ruston v. The Queen* (1876) 2 Q. B. D. 69
- (2) *Att. Gen. for Canada v. At. Gen for Ontario* [1937] A. C. 326
- (3) 1972 c. 68 本法は二二条二四附則から成る。理論的の主要な部分は一一四条でおかれていふと思われる。
- (4) *Dennis Thompson and Norman S. Marsh. United Kingdom and the Treaty of Rome : Some Preliminary Observation*, 11 *Int. and Comp. L. Q.* 77

- (5) Lasok et al. op. cit., p. 227
- (6) H. W. R. Wade, (1972) L. Q. R. 1
- (7) N. March, Hunnings, Constitutional Implications of Joining the Common Market (1968-69) 6 C. M. L. Rev. 50
- (8) 伝統的な国会主権の理論については、伊藤正己「イギリス公法の原理」昭和二十九年 高柳賢三「英国公法の理論」昭和二十三年とつた代表的著作がある。
- (9) Legal and Constitutional Implications of United Kingdom Membership of the European Communities (1967) Commd. 3301 para 22
- (10) F. A. Trindade, Parliamentary Sovereignty and the Primacy of European Community Law, 35 Modern L. R. 383
- (11) Andrew Martin, (1968-69) 6 C. M. L. Rev. 7
- (12) 法源としての憲法上の慣例については、伊藤・前出書七三頁以下。
- (13) J. D. B. Mitchell, What do you want to be inscrutable for, Marcia?, (1967-68) 5 C. M. L. Rev. 112.
- (14) Hoop Philip S, Return of the Constitution pp. 156-157, in Trindade, op. cit., 391

三

国会制定法の手段によつては、それを通して共同体法の自力執行力を明らかにし、国内法に対する優位的適用を示しているとしても、イギリス国内における効力を決定的に保障することにはならない。たとえ国会において法律を制定したとしても、裁判所が共同体法の優位性にもとづく判断にいたるか否かは明らかになつていない⁽¹⁾。ECそのものは共同体法の優位を宣明しながら、アメリカに見られるような連邦法規の最高法規性はないし、連邦憲法に照らして州法の効力を審査の権限をEC裁判所に与えているものではない⁽²⁾。その意味では共同体法の優位は実効性の担保を欠いた宣言的なものであるということもできる。問題はむしろ加盟国において共同体法の優位を認める制度と運用を行うことにあるといえよう。この点では制度的に明白な形で共同体法の優位を保障し難いイギリスにおいて、国会主権を背景とする憲法のわく内において、共同体法の優位を認める運用が進められることにならう。たとえば、トリニダードは国会内に共同体法のための常任委員会を設置

することを考えている。⁽³⁾この委員会はもとより共同体法に沿つて国内法を修正し、共同体法を受け入れやすくする機能を営むものであるが、裁判所との関係においては共同体法とイギリス法の間には抵触を生じた折に、一時的に審理を中止して問題を委員会に送付し、委員会は必要な改正措置を進め、共同体法に一致して改正された国内法を適及的に適用することによつて、イギリス国内において共同体法に沿つた解決が可能ではないかと言つている。手続を停止すること、法に適及効を認めること自体は先例がないわけではないが、審理の途中で法の変更を生ずるといつた不確定な要素に左右されることになる。もつとも予想される改正は共同体法に有利に改正されるはずのものであるから、当事者にとつて予測可能なことといえる。その意味ではこうした考えも一つの論拠を持つものといえるが、国会主権と共に憲法を支える司法の独立性といつた側から見るならば、この手続は実質は裁判所が国会に対して「有権解釈」を求める手続と似たものであり、司法の独立性をどう考へるかに答えなければならぬ。

すでにふれた成文憲法の制定による共同体法の優位の承認は、イギリスにおいてにわかには実現しうるものではないと同時に、国際法規の優越性を認める憲法を持つ大陸諸国においても、国内裁判所における共同体法の取扱いが常に共同体法の優位にもとづいて判断されているとは限らないことを考えれば、成文憲法が万能薬として働くとはいえないのである。

ECが共同体としての実体を形成してしまつている現実において、ECが解消しイギリスにおいて国会主権の伝統的理論にたちもどることは仮空のことにしかすぎない、又、イギリスがECを脱退することも不可能なことではない。しかしながらこのような仮定には触れずに、イギリスがECにとどまり、国会がECの自力執行力と共同体法の優位を承認する表示をしている場合には、国会の意思として共同体法に抵触する国内後法の制定はありうるものでない。その意味では自己規制の形を通して万能といわれる国会主権の制限に当るものが行われるであろう。現にイギリス国会は理論的には主権を持つた存在であるにしても、実際にはその行使は万能の形で行われているわけではない。たとえば、旧大英帝国時の植民地の独立に

当つて、国会制定法の形で「独立法」を制定することになるが、一度旧英領地域の独立した後になつて、万能の国会制定法によつて「独立法」を廃止改正するものとは考えられない。⁽⁴⁾あるいはECほど明白な組織と拘束力を持たない国際機関——たとえば国連、NATO、GATTなど——に加盟することによつて本来イギリスのみにおいて決定しうる政策について国際的な拘束を受けるにいたることが現実に見られるのである。⁽⁵⁾従つて国会主権の理論といつたものもかつて見られた絶対性を持つものということではなく、逆にいえば絶対性を持つことから自らその行使に規制を加えることもなり、急激な変革はありえないにしても、長い間の運営を重ねることによつて従来見られたものとは異つた形になることはありうると思われる。

- (1) Trindade, *op. cit.*, 394
- (2) De Smith, *op. cit.*, 605
- (3) Trindade, *op. cit.*, 396
- (4) De Smith, *op. cit.*, 613
- (5) *ibid.*, 608